

一般社団法人静岡県医師会母体保護法指定医師指定にかかる不服審査委員会規則

（設 置）

第1条 一般社団法人静岡県医師会母体保護法指定医師審査規程（以下「審査規程」という。）第20条に基づき、一般社団法人静岡県医師会（以下「本会」という。）に母体保護法指定医師指定にかかる不服審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（審査会の構成）

- 第2条 委員会の委員は、本会の会長（以下「会長」という。）が委嘱するものとし、医師である委員4名、医師でない委員3名により構成する。医師である委員のうち少なくとも2名は、産婦人科医とし、医師でない委員のうち少なくとも1名は、弁護士とする。また、委員は、本会母体保護法指定医師審査委員会委員を兼ねることはできない。
- 2 委員は、会長が審査を必要とする案件が発生したと認めた場合に委嘱するものとし、その任期は、当該案件が終結するまでとする。
 - 3 委員会に、委員長を1名置くものとし、委員の互選により選出する。委員長は、委員会会務を総理する。

（審査会の機能）

- 第3条 委員会は、審査規程第15条及び19条の通知を受けた医師から会長に審査の請求がされ、かつ会長が必要を認めたとき、会長の付託を受けて審査を行う。
- 2 委員会は、審査を請求した医師及び本会母体保護法指定医審査委員会委員から公正にその意見を聴取し、審査を行い会長にその結果を報告する。
 - 3 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

（会 議）

- 第4条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 審査を請求した医師は、委員会の求めに応じて、委員会に出席し意見を述べることができる。
 - 4 委員会は、必要に応じて、審査を請求した医師に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。
 - 5 委員会は、必要がある場合は、第3項に定める以外の者を参考人として出席を求め、意見を聞くことができる。
 - 6 委員会は、必要がある場合は、第3項に定める以外の者に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。

（秘密保持）

- 第5条 委員会の議事は、公開しない。
- 2 委員及び委員会関係者は、その業務に関し知り得た秘密を故なく洩らしてはならない。

(規則の変更)

第6条 この規則の変更は、本会の理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年9月22日から施行する。